

2011年6月22日

「歯科医師による医科麻酔」に対する日本麻酔科学会・日本歯科麻酔学会の見解

公益社団法人 日本麻酔科学会

理事長 森田 潔

一般社団法人 日本歯科麻酔学会

理事長 嶋田 昌彦

近年の麻酔科学の進歩は著しく、その知識と技術は現代医療を支える重要な柱の一つとして、大きな役割を果たしている。このことは歯科医療においても同様であり、歯科麻酔学は欠かすことの出来ない重要な基盤的分野を担っているといえる。

現在、歯科医師による医科麻酔は、研修の目的でのみ「歯科医師の医科麻酔科研修のガイドライン」（平成20年6月9日 医政医発0609002号 医政歯発0609001号）に則って実施することが認められており、その際「歯科医師の医科麻酔科研修登録システム」への登録が義務付けられている。歯科医師の医科麻酔科研修は、公益社団法人日本麻酔科学会が認定した麻酔科指導医、麻酔科専門医または麻酔科認定医の指導のもと、歯科という単科病院では習得が困難とされる麻酔科学全般にわたる知識と技術を、合理的、効率的に習得させ、歯科臨床における麻酔管理の安全性や確実性を備えた歯科医師を育成することを目的とした研修であり、「“医業”を行う歯科医師を育成する」ものではない。

日本麻酔科学会、日本歯科麻酔学会は共に、患者にとって、そして国民にとって安全で質の高い医療を提供するため、“医業”と“歯科医業”という現行の法的区分を遵守すべきであると考え。したがって、研修目的で行う歯科医師の医科麻酔科研修については、医師法17条違反の違法性を阻却するため、次の厳格な要件を満たす必要がある。すなわち、

1. 研修目的の妥当性（目的の正当性）
2. 安全確保のための方法の相当性
3. 研修目的を説明した上での患者の同意

以上の3つの要件を最重要事項とした上で実施されるものでなければならない。

「歯科医師の医科麻酔科研修のガイドラインについて」の逸脱があれば、研修歯科医は医師法第17条違反罪に問われ、指導医等はその共同正犯、教唆、幫助（従犯）に問われることになるため、ガイドラインの遵守を願いたい。